



共同購入を支えるためのたすけあい

事例1 共同購入の破損及び盗難は配達日当日のみ対象です。動物の被害も対象になります。

➡ 留守中に配達があり、帰宅してみると・・・消費材がカラスに荒らされていた！留守を見抜くのも美味しさを見つけるのも、カラスは賢い鳥です。しかも鶏卵は殻も残さずきれいに持ち逃げされました・・・。

事例2 緊急事態の時に消費材の（預かりを頼んだ or 届けてもらった）は対象になります。

➡ 急な夕立、車はないし、子どもは小さいし、消費材を取りに行けない時、班の人に届けてもらった。とても助かりました。ありがとう。

事例3 残業で帰宅が遅くなってしまっって、消費材を取りに行けない！は、対象外です。

仕事が理由の場合は、エコロは使えません。（現行の制度では対象外）



組合員活動を支えるためのたすけあい

事例1 忙しくて組合員活動に参加する機会がないけど、できることがあれば、お手伝いしたい。

➡ そんな方は、ぜひ、「できるリスト」に登録してください。例えば、イベント企画の時に、鍋やコーヒーマーカー、カセットコンロ等の私物を貸し出すと、エコロの対象になる場合があります。1回：300円。

また、貸し出しのための移動を頼んだ場合は、別途対象になります。私物の移動は1回：300円。

事例2 生活クラブのイベントに、いっしょに車に乗って、参加した時、「組合員活動に参加する時の乗り合わせ」の対象になります。交通費は対象外です。

➡ 乗り合わせは対象になりますが、運転者の負担、事故のリスク、どこまで乗り合わせるか等、慎重に判断しましょう。車に関しての事故は、ケア者保険や行事保険の対象外になっています。“送迎ケア”はエコロの対象外です。



加入者や加入者の家族を支えるためのたすけあい

事例1 地域活動の範囲は、学校行事、PTA、自治会や子供会の活動です。

自己研鑽のための講演や学習会の受講、生活クラブ外の企画参加の際は対象外です。

事例2 病院へ行きたいけど、交通の便が悪い。車で送迎して欲しい。

エコロは、通院の付き添いケアは対象となりますが、自家用車での送迎ケアは、対象外です。

エコロは、
組合員同士のたすけあい
いろんな困りごとの
お手伝いを組合員同士で行います

エコロは、
組合員同士、直接、話し合っ
てできることをボランティアに
お手伝いしあいます



いざという時のために
普段からお友達と
コミュニケーション&ネットワー
クしておきましょう